

第 9 期介護保険料における基準所得金額の見直しについて

第9期介護保険料における基準所得金額の見直しについて

1 見直しの概要

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料算定において、第1段階と第2段階、第4段階の基準については、老齢基礎年金（満額）の支給額相当の金額を踏まえ設定されている。今般、令和7年度の年金額改定により、令和7年中の老齢基礎年金（満額）の支給額が80万9千円を超えることを踏まえ、当該年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう標準段階の所得基準の一部について80万9千円から82万6,500円に基準所得金額が改正された。

については、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、本年4月1日から施行されることとなったため、本市の第9期介護保険料の該当する段階の基準所得金額を見直すものである。

2 見直し内容

第1段階、第2段階及び第4段階の基準所得金額の見直し

※網掛け部分が見直し

段階	対象者		保険料率	年額(円)
	現行	見直し後		
1	生活保護者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者（合計所得金額+課税年金収入額≦80.9万円）	生活保護者 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者（合計所得金額+課税年金収入額≦82.65万円）	基準額 ×0.455 ⇒0.285	20,800
2	市民税世帯非課税者（合計所得金額+課税年金収入額80.9万円を超えて120万円以下）	市民税世帯非課税者（合計所得金額+課税年金収入額82.65万円を超えて120万円以下）	基準額 ×0.685 ⇒0.485	35,500
4	本人が市民税非課税者（世帯課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額≦80.9万円）	本人が市民税非課税者（世帯課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額≦82.65万円）	基準額 ×0.900	65,800

※基準額は73,200円

3 適用年度

令和8年度の保険料分から